

訴えを提起することができる。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年五月二十六日から平成二十一年六月二十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市石越総合支所

○宮城県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第五百一号
地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

○宮城県告示第五百一号
地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第五百三号
地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第五百三号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第五百四号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区苦竹四丁目一番二十号 株式会社仙花

○宮城県告示第五百一号
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第一項の規定による届出を審査した結果、志津川町加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

第2060号 平成21年5月26日 火曜日 宮城県公報

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取若沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百六号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一一番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
大崎市古川新田字昭和三十七番地一 高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年五月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

就任年月日	氏名	住所
平成二十一年四月六日	佐藤洋治	柴田郡村田町大字村田字広畠四十八番地
平成二十一年四月六日	大槻靜壽	柴田郡村田町大字沼辺字下大枝七十番地
平成二十一年四月六日	大沼忠夫	柴田郡村田町大字村田字町二百七番地
平成二十一年四月六日	若生進	刈田郡蔵王町大字円田字田町前五十番地一八番地
平成二十一年四月六日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地
平成二十一年四月六日	佐藤保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地
平成二十一年四月六日	吉野誠一	柴田郡村田町大字足立字入松尾二十番地一六番地
平成二十一年四月六日	狭山達也	柴田郡村田町大字足立字新田百六十番地八・二番地
平成二十一年四月六日	吉田忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十番地
平成二十一年四月六日	鈴木健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十番地
平成二十一年四月六日	小泉善勝	刈田郡蔵王町大字円田字荻ノ窪二十番地
平成二十一年四月六日	村上修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地
平成二十一年四月六日	柴崎俊信	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地
平成二十一年四月六日	佐藤庄一郎	柴田郡村田町大字高木五十五番地
平成二十一年四月六日	大宮満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地
平成二十一年四月六日	村上秀三	刈田郡村田町大字平沢字台屋敷四十番地
監事	監事	監事

平成二十一年四月五日	吉田太一	刈田郡蔵王町大字平沢字新屋敷二十番地
平成二十一年四月五日	大槻靜壽	柴田郡村田町大字沼辺字下大枝七十番地
平成二十一年四月五日	大沼忠夫	柴田郡村田町大字村田字町一百七番地
平成二十一年四月五日	若生進	刈田郡蔵王町大字円田字田町前五十番地
平成二十一年四月五日	佐藤保男	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地
平成二十一年四月五日	佐藤要二	刈田郡蔵王町大字塙沢字大山七十一番地
平成二十一年四月五日	佐藤庄松	刈田郡蔵王町大字円田字萩ノ窪九十番地
平成二十一年四月五日	佐藤山達也	刈田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地
平成二十一年四月五日	吉野誠一	刈田郡村田町大字足立字入松尾二十番地
平成二十一年四月五日	吉田忠喜	刈田郡村田町大字沼辺字新田百六十番地
平成二十一年四月五日	鈴木健一	刈田郡村田町大字沼辺字岡二百六十番地
平成二十一年四月五日	佐藤金三	刈田郡村田町大字平沢字山ノ入百十番地
監事	監事	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次とおり一般競争入札に付す。

平成二十一年五月二十六日

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

A 重油(ジョイント一号)

五百キロリットル

宮城県知事 村井嘉浩

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十一年六月十二日 午前十一時

4 納入場所 沖縄県那覇市 那覇港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定期限 三百キロリットル 平成二十一年八月

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていること。

3 以外の者が開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者(同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は申し立てされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けない者であること。

6 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十一年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力

力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第一条第一号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとするとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。

三 入札の無効 本公司に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

四 入札参加資格申請場所及び提出期限

- 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一・一一一・三三三三三三)平成二十一年五月二十九日午後五時までに申請すること。
- 次の区分により入札参加資格確認申請書を提出すること。
 - 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札を希望する場合
 - 書面により入札を希望する場合

平成二十一年五月二十七日から平成二十一年五月二十九日午後五時までに、同システムにより、申請を行うこと。

(二) 書面により入札を希望する場合

平成二十一年五月二十七日から平成二十一年五月二十九日午後五時までに、同システムにより、申請を行うこと。

五 入札書の提出場所等

- 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県教育庁高校教育課調整班(担当瀬戸 訓夫 電話〇二二一・一一一・三六一)
- 入札説明書の交付期限
 - 平成二十一年五月二十九日午後五時まで。

- 3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年五月二十九日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
イ 提出期間 平成二十一年六月二日午前九時から平成二十一年六月八日午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 提出期限 平成二十一年六月八日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。
- 5 開札執行の日時及び場所
平成二十一年六月九日午前十時 教育庁会議室(宮城県行政庁舎十六階)
ハ 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名稱及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。
- 6 入札に参加することができない者
 - 一に定める資格を有しない者及び五の3の審査により資格を有しないとされた者
 - 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者
- 7 その他
- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。
 - 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 落札者の決定の方法 本公司に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。
 - 最低価格の入札者以外の者を落札者とするとの有無 無
 - 契約書作成の要否 要

- 7 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 8 説明書 入札説明書による。
 ハ 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 50

Kiloliters

2 Deadline for Delivery : June 12, 2009

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Naha Port, Okinawa Prefecture

4 Deadline for Bid : June 8, 2009, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Kunio Seto, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL: 022-211-3621

○政府調達に際する過度の適用を吸収する調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年五月八日 一十六回

城富村嘉浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ▲重油(コーン一種) 七十キロコットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十一年七月四日 午前十一時

4 納入場所 城富町石都中(石都漁港内「城富丸」)

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定期間 一〇キロコットル 平成二十一年八

一 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四六十七条の四の規定に該当しない者である。

2 城富町における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていない。

3 以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者である。

4 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第十七条第一項又は第一項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなしていなかった者(同附則第一条の規定によつて

お従前の例によつていたる更生事件に係るものを含む。)である。ただし、同法に基いて更生手続開始の決定を受けた者は、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合において、その者を更生手続開始の申し立てをしなかつた者は又は申し立てられなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで城富町からの物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者である。

6 当該物品とほぼ同等量を船舶上数回に上陸入った実績を有する。

7 城富町入札契約暴力団等排除規程(平成二十年十一月一日施行)記載箇所に規定する次の二十九条に該当する者である。

なお、入札に参加する者及びその役員等の使用者が入札に参加する者及びその業務として行った行為は、入札に参加する者及びその役員等の行為とみなす。

(一) 入札に参加する者及びその役員等(法人の場合は、非常勤を除く役員及び代理人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者を指す。以下同じ。)が暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号。以下「暴力団法」といふ。)第十二条第六項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といふ。)である場合、又は暴力

(二) 入札に参加する者及びその役員等が、血社、同心類等第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力対法第一条第一項第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」といふ。)暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、極めて闘闘的手段によつて闘争を持つ者とし、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」といふ。)の威力を利用するなどして、認められる法人等に対する、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどして、積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。

(三) 入札に参加する者及びその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」といふ。)又は暴力団等が經營若しくは運営に関与して、認められる法人等に対し、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどして、積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。

(四) 入札に参加する者及びその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する。

(五) 入札に参加する者及びその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不正に利用してこゝと認められるもの。

III 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

四 入札参加資格申請場所及び提出期限

1 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加

業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県玉總局契約課物品班(〒980-8570 宮城

県仙台市青葉区本町三丁目八番一號 電話〇二二一-一一一-一三三三三三三(平成二十一年六月十五日)

午後五時までに申請下さい。

2 次の区分によつて入札参加資格確認申請書を提出下さい。

(1) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札を希望する場合

平成二十一年六月一日から平成二十一年六月十五日午後五時まで、回シストムより、申

請を行ひ下さい。

(2) 書面による入札を希望する場合

1)の口語までに入札参加確認申請書を宮城県教育庁高校教育課調整班まで提出下さい。

五 入札書の提出場所等

1 書面によつて入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一三 仙台市青葉区本町三丁目八番一號

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 横田 調夫 電話〇二二一-一一一-一三六二一)

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年六月十五日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に記載のとおりの平成二十一年六月十五日午後五時までに、当該書類を提出するものとし、開札日までの間にわざとて、当該書類に關し説明を求められた場合は、いかれに応じなければなりません。

4 入札書の提出期限及び場所等

(1) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十一年六月十九日午前九時から平成二十一年六月二十日午後五時まで

ロ

(2) 書面による入札を提出する場合

イ 提出期限 平成二十一年六月二十日午後五時まで

ロ 提出場所 一四四〇

ハ 郵送による場合は、(1)の口語までに附註請付書面郵便(封筒上入札に係る調達物品の名稱及び開札日を記載し、入札書在中の印を朱書き下さい。)にて届け下さい。ただし、

入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までに。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十一年六月二十六日午前十時 教育庁会議室(宮城県行政庁舎十六階)

6 入札に参加することができる者

1)上記の資格を有しない者及び5の3の書類により資格を有しなかった者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けた者

7 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条 第九十

八条、第五十三条及び第一百四十四条の規定による。

3 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に粗誤やぬ消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の四五分の四五に粗誤やぬ金額を入札書に記載下さい。

4 落札者の決定の方法 本公司に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。

5 最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合 無

6 契約書作成の範囲 規

7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書に記載

八 締結

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 70 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : July 4, 2009

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : June 25, 2009, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Kunio Seto, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL: 022-211-3621

△ 検査票

○宮城県公安委員会告示第82号
警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年5月26日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 検定に係る警備業務の種別及び級
警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条第3号に規定する人の雜踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(雜踏の整理に係るものに限る。以下「雜踏警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 雜踏警備業務 1級
平成21年8月27日(木)午前9時から午後5時まで

(2) 雜踏警備業務 2級
平成21年8月28日(金)午前9時から午後5時まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39
仙台地域職業訓練センター

4 受検員

(1) 雜踏警備業務 1級 30人
(2) 雜踏警備業務 2級 30人

5 受検対象者

(1) 雜踏警備業務 1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(雜踏警備業務に係るものに限る。以下「雜踏警備業務2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雜踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの

(2) 雜踏警備業務 2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容
雜踏警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。)

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

雜踏警備業務 1級・2級とも平成21年7月9日(木)から同年7月23日(木)まで(土・日曜日・祝日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時まで)。ただし、先着順に受け付け、受検員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。
なお、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者

イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

(3) 提出書類

ア 雜踏警備業務 1級

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地を疎明する書面1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面1通

(エ) 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、雜踏警備業務 2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書1通

認定期間

- (オ) 前記5-(1)-イに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通
(カ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

イ 駆踏警備業務2級

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

- (イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、宮城県内の住所地を説明する書面1通

- (ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、当該営業所に属することを説明する書面1通

- (エ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4)

受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第66の項に基づき、

- ア 駆踏警備業務1級 13,000円
イ 駆踏警備業務2級 13,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に關し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）